令和　　年　　月　　日

「清流の国ぎふ」文化祭２０２４実行委員会会長

　様下、業務進行都度

　　雇員がリスト更新祭アm

第４８回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会会長

申請者　　住　所　〒

団体名

代表者（職・氏名）

「清流の国ぎふ」文化祭２０２４・清流の国ぎふ総文２０２４応援事業申請書

　下記のとおり、「清流の国ぎふ」文化祭２０２４・清流の国ぎふ総文２０２４応援事業に申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 開催日時 | 令和　　年　　　月　　　日（　　）から令和　　年　　　月　　　日（　　）まで　　　　時　　分から　　　　　時　　分まで |
| 会場 | （会場住所）〒 　　- 　　 |
| 主催者 |  |
| 問い合わせ先 | [ ] 電　話　　（　　　　）　　　　－　　　　[ ] メール　　　　　　　　　　　　＠ |
| ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ・SNS | [ ] 有（URL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　[ ] 無 |
| 事業内容 | ※申請事業の概要がわかる参考資料があれば添付してください。 |
| 観客数等見込み | 　　　　　　　　　　　　人 | 入場料 | [ ] 有料（　　　　　　　　　円）　　[ ] 無料 |
| 実施する応援プログラム | [ ] （１）『「清流の国ぎふ」文化祭２０２４及び清流の国ぎふ総文２０２４』公式ポスターの掲示又は公式チラシの配付による広報[ ] （２）『「清流の国ぎふ」文化祭２０２４及び清流の国ぎふ総文２０２４』のぼり旗の掲出による広報[ ] （３）『「清流の国ぎふ」文化祭２０２４及び清流の国ぎふ総文２０２４』ＰＲブースの設置[ ] （４）会場内での『「清流の国ぎふ」文化祭２０２４及び清流の国ぎふ総文２０２４』テーマソング・イメージソング及びＰＲアナウンスの放送[ ] （５）実施事業のホームページ・公式ＳＮＳ等で、『「清流の国ぎふ」文化祭２０２４及び清流の国ぎふ総文２０２４』の紹介及び文化祭公式ウェブサイトへのリンクの掲載※清流の国ぎふ総文２０２４の会期終了日（令和６年８月５日）後に開催される事業については、『「清流の国ぎふ」文化祭２０２４及び清流の国ぎふ総文２０２４』の文言を、『「清流の国ぎふ」文化祭２０２４』に読み替えるものとする。※（１）、（２）で使用する広報物品の提供・貸出数量は、別表のとおり。 |
| （実行委員会記入欄）提供物品：　　　　　　　　　　　　　　提供数量： |
| 応援事業ロゴマークの使用区分 | [ ] [ ] [ ] 　　 | 印刷物（　[ ] ポスター 　[ ] チラシ　 [ ] パンフレット　 [ ] プログラム　）ホームページ　　[ ] ＳＮＳ（[ ] Instagram [ ] Twitter [ ] Facebook）その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
|  | 応援事業ロゴマークの掲載ができない場合[ ] 　実施する事業のチラシ・ポスターやホームページ等に『「清流の国ぎふ」文化祭２０２４・清流の国ぎふ総文２０２４応援事業』と記載します。※清流の国ぎふ総文２０２４会期終了日（令和６年８月５日）後に広報を開始する事業については、『「清流の国ぎふ」文化祭２０２４応援事業』と記載すること。 |
| ＰＲ物品の提供希望 | [ ] 有　( )内はどちらかを選択物品　（ポケットティッシュ・うちわ）全員配布　（　可　・　不可　）　数量：　　　　　　個（個数条件は別表のとおり）　　[ ] 無 | （実行委員会記入欄）提供物品：提供数量： |
| 大会公式ロゴマークの使用の有無 | [ ] 有　（仕様区分）[ ] 　印刷物（　[ ] ポスター 　[ ] チラシ　 [ ] パンフレット　 [ ] プログラム　）[ ] 　ホームページ　　[ ] ＳＮＳ（[ ] Instagram [ ] Twitter [ ] Facebook）[ ] 　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）[ ] 無 |
| 誓約事項 | [ ] 　営利を主たる目的としません。[ ] 　特定の党派、宗教又は宗派を支持し、又は支援する事業ではありません。[ ] 　宗教的又は政治的な活動は一切行いません。[ ] 　公の秩序又は善良の風俗に反する行為をし、又は行うおそれのある団体及びその関連団体が主催、共催、後援等をする事業ではありません。[ ] 　暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が主催、共催、後援等をする事業ではありません。 |
| 担当者連絡先 | 住所 |  |
| 氏名 |  | 電話 | (　　　)　　　　―　　　　 |
| E-mail |  |

**※太枠内の情報の一部は、文化祭公式ウェブサイト等で公表する場合があります。**

**※応援事業のロゴマークを掲載する又は文章で明記するチラシ、ポスター、ホームページ等を、校了前までに提出してください。**

＜別表＞

広報物品については、下記を原則とする。ただし、数量が不足する場合等は協議の上、貸出・提供する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 物品種類 | 取扱い | 提供 |
| プログラム | （1）公式ポスター | 提供 | 1式（3種類1枚ずつ） |
| （1）公式チラシ | 提供 | 観客数等見込みの１０分の１（3種類　各500枚を上限）ただし、座席数等で事前に来場者の数が把握可能であり、全員へ配布するものは、観客数等見込みと同数 |
| （2）のぼり旗 | 貸出 | 5式（2種類5枚ずつ）　ただし、ポール・台座は付属しない。 |
| ＰＲ物品（ポケットティッシュ又はうちわ） | 提供 | 観客数等見込みの１０分の１（500個を上限）　ただし、座席数等で事前に来場者の数が把握可能であり、全員へ配布するものは、観客数等見込みと同数 |

※物品は原則として郵送するが、貸出し物品の返却に係る費用は、実施団体の負担とする。